

鳥取県公報

本書ノ大キサハ標準規格A五

昭和二十六年十二月七日 金曜日
第二千二百六十八号

主 要 目 次

- ◇規 則 保健婦、助産婦、看護婦法施行細則
- ◇告 示 建築業者の登録まつ消
- ◇正 誤 鳥取県海面漁業調整規則及び鳥取県内水面漁業調整規則中訂正

規 則

保健婦、助産婦、看護婦法施行細則をここに公布する。

昭和二十六年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第八十四号

保健婦、助産婦、看護婦法施行細則

(書類の經由)

第一條 保健婦、助産婦、看護婦法(昭和二十三年法律第二十三号 以下「法」という。) 保健婦、助産婦、

看護婦法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十七号 以下「省令」という。)及びこの規則により知事に提出する書類は省令第二十七條の規定による准看護婦試験受験願書を除く外すべてその住所地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

(准看護婦籍)

第二條 法第十二條の規定による准看護婦籍は、第一号様式による。

(准看護婦免許証)

第三條 法第十三條第二項の規定による准看護婦免許証は、第二号様式による。

(准看護婦の免許申請)

第四條 省令第二條の規定による准看護婦免許申請書は第三号様式によらなければならない。

(籍の訂正申請)

第五條 省令第六條第一項の規定による籍の訂正申請書は、第四号様式によらなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六條 省令第八條第一項の規定による免許証の再下附申請書は、第五号様式によらなければならない。

(籍のまつ消申請)

第七條 省令第十一條の規定による籍のまつ消申請書は、第六号様式によらなければならない。

(死亡等の場合のまつ消申請)

第八條 省令第十二條の規定による死亡又は失そうによる籍のまつ消申請書は前條規定の様式によらなければならない。

(住所変更の届出)

第九條 省令第十三條第一項の規定による住所の変更届は第七号様式によらなければならない。

2、前項の届書には免許証の写を添附しなければならない。但し、県内においてその住所を変更した場合はこの限りでない。

(外地移住の届出)

第十條 省令第十三條第三項の規定による外地移住届は第八号様式によらなければならない。

(准看護婦試験の施行)

第十一條 准看護婦試験は毎年四月に行う。但し必要に応じて臨時に行うことができる。

(受験願書)

第十二條 省令第二十七條の規定による准看護婦試験願書は第九号様式によらなければならない。

(准看護婦試験合格証書)

第十三條 省令第二十九條の規定による准看護婦試験の合格証書は第十号様式とする。

(准看護婦試験合格証明書の交付申請)

第十四條 省令第三十條第一項の規定による准看護婦試験合格証明書の交付申請書は 第十一号様式によらなければならない。

(業務開始の届出)

第十五條 省令第三十三條の規定による業務開始届は第十二号様式によらなければならない。

(業務継続の届出)

第十六條 省令第三十四條の規定による業務継続届は、第十三号様式によらなければならない。

(業務廃止の届出)

第十七條 省令第三十五條第一項の規定による業務廃止届は第十四号様式によらなければならない。

(就業地移動の届出)

第十八條 省令第三十六條の規定による就業地移動届(他府県から転入の場合)は第十五号様式によらなければならない。

(県内における就業場所移動の届出)

第十九條 保健婦 助産婦、看護婦又は准看護婦は県内において就業場所を変更したときは十日以内に第十六号様式の届書に業務従事証を添えて知事に届け出なければならない。

2、前項の届出をした者に対しては業務従事証にその変更年月日及び変更後の就業場所を記入の上これを還付する。

更年月日及び変更後の就業場所を記入の上これを還付する。

(従事証の再交付申請)

第二十條 省令第三十九條第一項の規定による業務従事証の再交付申請書は、第十七号様式によらなければならない。

(従事証の書換申請)

第二十一條 省令第四十條の規定による業務従事証の書換申請書は第十八号様式によらなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。但し、第十一條の規定(准看護婦試験の施行)は、昭和二十九年四月一日から施行する。

法第五十一條第一項 第五十二條第一項、第五十三條第一項及び第六十條第二項の規定による者については、この規則(第二條、第三條、第十一條、第十二條、第十三條の規定を除く)を準用する。
男子である看護人については、この規則中看護婦又は准看護婦に関する規定を準用する。

第一号様式

事 記	登録番号	登録年月日	免許資格取得年月日	本 籍
	登録ま、つ、消年月日	登録ま、つ、消事由	縣(都道府)試験合格年月日	氏名及び生年月日
(右 同)		年 月 日生		

第二号様式

准看護婦免許証

本籍地 都道府県名

氏 名

年 月 日生

保健婦、助産婦看護婦法(昭和二十

三年法律第二百三号)により

准看護婦の免許を与える。

よつてこの証を交付する。

昭和 年 月 日

鳥 取 県 知 事 印

登録番号第 号

第三号様式

准看護婦免許申請書

本籍 住所

氏(ふりがな) 名

年 月 日生

年 月 日

- 一、 県(都道府)准看護婦試験合格
- 二、 罰金以上の刑に処せられたことはありません(あるときはその罪及び刑)
- 三、 准看護婦の業務に関する犯罪はありません(あるときはその罪)

准看護婦の免許を受けたいので関係書類を添えて申請します

鳥取県知事 殿

氏

名

印

添付書類

- 一、 准看護婦合格証書の写し又は合格証明書
- 二、 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 三、 診断書(つんば、おし、盲、精神病、麻薬又は大麻の中毒者及び傳染性疾病に関するもの)

第四号様式

保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)籍訂正申請書

本籍 住所

氏

年 月 日生

- 一、 変更事項及び変更理由
- 二、 変更年月日

右のように保健婦(助産婦、看護婦准看護婦)籍の登録事項に変更を生じたので訂正願いたく関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右

氏

名

印

厚生大臣(鳥取県知事)

殿

添付書類

- 一、 免許証
- 二、 戸籍謄本又は抄本

第五号様式

保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦) 免許証再交付申請書

本籍 住所

氏

年 月 日生 名

一、登録番号及び登録年月日

二、破り、よこし又は失つた年月日及びその理由

右のように免許証を破り(よこし、失い)ましたので再交付を受けたく申請します。

年 月 日

右

氏

名 ㊦

厚生大臣(鳥取県知事)

殿

添付書類 破り、よこした免許証

第六号様式

保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦) 籍まつ、消申請書

本籍 住所

氏

年 月 日生 名

一、登録番号及び登録年月日

二、まつ、消申請する理由

右のように保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦) 籍をまつ、消願いたく免許証を添えて申請します

年 月 日

右(死亡、失そうの場合は届出義務者続柄)

氏

名 ㊦

厚生大臣(鳥取県知事)

殿

添付書類 免許証

第七号様式

保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)住所変更届

住所	変更前	変更理由
	変更後	
氏名	(旧姓)	生年月日
本籍		
変更年月日	登録番号	登録年月日
登録都道府県(准看護婦のみ)		

右のように住所を変更しましたのでお届けします

年 月 日

右

氏

名 ㊟

鳥取県知事

殿

添付書類 県外から転入の場合は免許証の写

第八号様式

保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)外地移住届

本籍	
住所	
氏名	生年月日
出向予定地	出発予定年月日
登録都道府県(准看護婦のみ)	登録番号
	登録年月日

右のように外地に移住しようと思しますのでお届けします。

年 月 日

右 氏

名 ㊟

鳥取県知事

殿

第九号様式

准看護婦試験受験願

本籍
住所

氏名

昭和 年 月 日生

昭和 年 月 日

施行の准看護婦試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

右 氏名

名 印

鳥取県知事

殿

添付書類

- 一、履歴書
- 二、写真(出願前六箇月以内に撮影した正面上半身の名刺型のもの裏面に氏名、撮影年月日を記載のこと。)
- 三、修業証明書(卒業証明書、その他受験資格を証する書面)
- 四、戸籍抄本又は戸籍謄本

第十号様式

第 号

准看護婦試験合格証書

本籍都道府県名

氏 名

年 月 日生

右の者は何年何月本県においで施行した准看護婦試験に合格したことを証する

年 月 日

鳥取県知事

氏

名

印

第十一号様式

准看護婦試験合格証明書交付申請書

本籍 住所

氏

年 月 日生

一、合格証書番号及び合格証書交付年月日(不明の場合は受験年月)

一、合格証明書交付申請事由

准看護婦試験合格証明書の交付を受けたいので申請します

年 月 日

右

氏

名 ㊟

鳥取県知事

殿

第十二号様式

保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)業務開始届

本籍			
住所			
氏名			
登録番号	保健婦 助産婦 第 号	登録年月日	生年月日
	(准)看護婦 県 号		
業務開始予定年月日			
就業の場所 (出張のみ) 業務従事者は その旨)			

右のように業務を開始しましたのでお届けします

年 月 日

右

氏

名 ㊟

鳥取県知事

殿

添付書類 免許証の写

第十三号様式

保健婦(助産婦、看護婦准看護婦業務継続届

本籍			
住所			
氏名	保健婦(助産婦、看護婦准看護婦業務継続届)		
登録番号	保健婦 助産婦	登録年月日	
	(准)看護婦 第 号		
就業の場所(出張のみによつて業務に従事する者はその旨)			

右のように業務を継続しますのでお届けします

年 月 日

右

氏

名 印

鳥取県知事

殿

添付書類 業務従事証

第十四号様式

保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)業務廃止届

本籍			
住所			
氏名	保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)業務廃止届		
登録番号	保健婦 助産婦	登録年月日	
	(准)看護婦 第 号		
業務廃止理由			

右のように業務を廃止しましたので業務従事証添付の上お届けします

年 月 日

右

氏

名 印

鳥取県知事

殿

添付書類 業務従事証

00401

第十七号様式

保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)業務従事証再交付申請書

本籍 住所

就業の場所(出張のみによつて業務に従事している者はその旨)

氏名 年 月 日生

一、名簿登載番号及び登載年月日

二、再交付申請書

右のように業務従事証を破り(よごし、失い)ましたので再交付を受けたく申請します

年 月 日

右

氏

名 ㊦

鳥取縣知事

殿

添付書類 破り、よごした場合はその業務従事証

00402

第十八号様式

保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)業務従事証書換申請書

本籍 住所

就業の場所(出張のみによつて業務に従事している者はその旨)

氏名 年 月 日生

一、変更事項及び変更理由

二、変更年月日

右のように業務従事証の記載事項に変更を申しましたので書換願いたく関係書類を添えて申請します

年 月 日

右

氏

名 ㊦

鳥取縣知事

殿

添付書類 一 戸籍謄本又は戸籍抄本 二 業務従事証

00493

鳥取縣告示第五百三十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四條第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録をまつ、消した。

昭和二十六年十二月七日

鳥取県知事 西尾 愛治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	登録まつ、消年月日
鳥取県知事登録(5)第二号	昭和二十四年十一月十一日	山本組	米子市富士見町二丁目一三九	山本 正吉	昭和二十六年十一月十一日
(5)第一一六号	昭和二十四年十一月十四日	都田組	鳥取市吉方町七七二	都田彦三郎	昭和二十六年十一月十四日

正 誤

昭和二十六年十二月一日鳥取県公報号外鳥取県規則第七十九号及び第八十号中誤植があるので、次のように訂正する。

頁	段	行	誤	正
一	下	十四	漁業法第五條	法第五條
三	下	十八	遅滞なく	遅滞なく
四	下	二	遅滞なく	遅滞なく

00494

七	上	八	申請した場合には	申請した場合には
七	下	十三	漁業にその者の	漁業にその者の
八	上	十二	公開の聴聞	公開の聴聞
十四	上	十六	この規則において	この規則において
十五	上	十七	公開の聴聞	公開の聴聞
十五	下	十二	判断して	判断して
十六	上	五	漁業法第七十四條	法第七十四條
十六	下	十一	漁場附近の土地	漁場附近の土地
十七	下	四	夜間においては	夜間においては
十七	下	十一	延縄	延なわ
十八	上	七	六ヶ箇月	六箇月
二十六	上	八	取り消されるとき	取り消されるとき
二十七	下	十四	公開の聴聞	公開の聴聞
二十八	上	十二	きる。(漁業調整その他公益上の必要による許可の取消、許可内容の変更又は操業停止)	きる。(漁業調整その他公益上の必要による許可の取消、許可内容の変更又は操業停止)
二十九	下	表中	食用がえる	食用がえる
			体重大さ	体重大さ
			二百グラム	二百グラム

